

◎新潟県告示第162号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
本橋 邦夫	脳神経外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	H27.10.1
横山 正明	内科	—	—	H27.11.8